

構成員からの報告

構成員からの報告 （１）働き方改革の取組について

	構成員名	取組内容
1	鳥取県	添付資料のとおり
2	鳥取県市長会	○令和８年度セミナー ・働き方改革セミナーの実施（令和８年７月 16 日） ・仕事と育児・介護の両立支援セミナーの実施（育児・介護両立支援事務局と共催（厚生労働省受託事業））（令和８年１０月 16 日） ・企業向け DX セミナーの実施 ○体験的学習活動等休業日「やってみよう！でー（day）」に係る鳥取商工会議所と鳥取市三商工会への協力要請
3	（一社）鳥取県経営者協会	・5/14、当協会会長が座長となりアンコンシャスバイアス解消を目指す県民会議「キズキアイとっとり」を立上げ。 ・当協会会長が会長となり、女性が活躍しやすい鳥取県を推進する組織「女星活躍とっとり会議」に参画。 ・5/19、鳥取市において「夫婦会議」を提唱するLogista株式会社の長廣夫妻をお招きし、育児や介護といったライフイベントに直面しても仕事への集中力を維持するための方法や、持続可能なキャリア形成に繋がる心理的安全性の高い組織を構築する土壌づくりについて講演いただいた。 ・7月中旬にカスハラ対策、セクハラ対策の労務担当者向けセミナーを鳥取・倉吉・米子の3か所で開催予定。
4	鳥取県商工会議所連合会	・オフィスカジュアルの導入 ・1時間ごとに有給取得が可能（柔軟な有給取得）
5	鳥取県中小企業団体中央会	機関紙や実地支援、支部会等による各種労働関連施策の周知・普及
6	日本労働組合総連合会鳥取県連合会	◆ 連合鳥取は2026春闘において、賃金・一時金の取り組みに加え、「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善に向け、下記の項目の取り組みを行っている。 ① 長時間労働の是正 ② すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み ③ 職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み ④ 人材育成と教育訓練の充実 ⑤ 60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み ⑥ 職場における安全衛生対策の推進に関する取り組み ⑦ テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み ⑧ 障がい者雇用に関する取り組み ⑨ 中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備 ⑩ 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み ⑪ 治療と仕事の両立推進に関する取り組み ◆ 2026年7月7日現在の賃上げ状況としては、平均賃上げ方式加重平均で13,357円（4.70%）。 ◆ 働き方改革関連項目の主な取り組み状況 ① 時間外労働の削減 ② 年休取得促進 ③ 所定労働時間短縮 ④ 時間外割増率引き上げ ⑤ 60歳以降の処遇改善

構成員からの報告 （１）働き方改革の取組について

	構成員名	取組内容
7	(一社)鳥取県労働基準協会	・会報誌に積極的に働き方改革関連の記事を掲載し会員事業場に情報提供を行っている。 （Ｒ８年７月号 えるぼし・くるみん、働き方改革推進支援助成金、年次有給休暇取得、子育てパパ支援助成金） ・講習会等においてリーフレット等の配布、説明を行っている。 ・個別相談に対しては職員が対応しているが、助成金やより専門的なものについては関係窓口を案内している。
8	株式会社鳥取銀行	1. 年次有給休暇の付与日数拡充 ・従来は勤続年数に応じて付与していた有給休暇を、勤続年数にかかわらず一律20日付与。勤続年数が短い従業員の有給休暇を増加させ、健康維持やワークライフバランスの改善、生産性の向上につなげるもの。取得率の向上に向けた行内周知を一層徹底。 2. 両立支援 ・仕事と育児・介護・治療の両立支援に関する基本方針を策定。両立支援への理解と関心を深めてもらうため、仕事と育児・介護の両立支援ハンドブックを作成し、従業員に対して両立支援の動画研修を実施。育児・介護休業や両立支援などの相談窓口を設置している。 3. ウェルネス休暇制度 ・育児・介護・健康管理等により休務が必要な場合に使用できる「ウェルネス休暇制度」を導入済。不妊治療、生理休暇、家族の看護・介護、犯罪被害等の理由でも取得可能。
9	鳥取信用金庫	・勤務時間について、就業時間の10分前倒しを実施。早く帰宅できる環境を整備した。（ 8時45分～17時10分 ⇒ 8時35分～17時00分 ） ・月末就業時間の延長を廃止した。（55分間の短縮） ・時間単位有休を導入。半日休暇より短い単位での取得が可能となり、有休を取りやすい環境を整備した。
10	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	【労務関係】 ○年次有給休暇・夏季休暇の取得促進 ○正規職員、非正規職員ともに賃金改正 ○育児・介護休業法の改正に伴う関連規則の改正・整理 ○時差出勤の導入 ○こころとからだの健康相談の実施 【事業関係】 ○社会福祉法人への経営支援（専門相談、一般相談） ○社会福祉法人労務管理研修・人事管理研修・組織管理研修の開催 ○職場環境改善研修（メンタルヘルス、コミュニケーション）の開催 ○市町村社会福祉協議会担当制の実施 ○市町村社会福祉協議会BCP策定支援研修の開催 ○介護助手の導入支援 ○保育所へのエルダー・メンター認証制度の導入支援 ○保育現場のメンタルヘルス専門相談の実施 ○保育施設長働き方改革セミナー（魅力的な職場づくり）の開催 ○介護の入門的研修（ノーリフティングケア研修の開催） 【その他】 ○県社会福祉制度・予算等に係る県への要望行動（処遇改善、人材確保）

構成員からの報告 （１）働き方改革の取組について

	構成員名	取組内容
11	鳥取県教育委員会	添付資料のとおり
12	(一財)鳥取県労働者福祉協議会 鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」	添付資料のとおり
13	経済産業省 中国経済産業局	○設備投資・IT設備導入等、事業者の生産性向上や販路開拓等の支援 ・賃上げ促進税制 ・新事業進出・ものづくり商業サービス進補助金 ・デジタル化・AI導入補助金 ・小規模事業者持続化補助金 ・中小企業成長加速化補助金 ○人手不足対応のための省力化投資等を通じた持続的な賃上げの支援 ・中小企業省力化投資補助金 ・中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 ○「地域中小企業人材確保支援等調査・分析」（委託）の実施 ・地域中小企業における経営戦略・人材戦略の一体的推進、副業・兼業人材の活用促進 ○高度外国人材活躍中国地域コンソーシアム事業の実施 ・セミナー・交流会等により地域企業における高度外国人材の活用を促進
14	働き方改革サポートオフィス鳥取	添付資料のとおり
15	労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター	当センターの「働き方改革」に関する取り組みですが、まず、「治療と仕事（就業）の両立支援（以下、両立支援）」が挙げられます。最近、労働施策総合推進法の改正により、事業者における両立支援の取組が努力義務となりましたが、当センターでは、専門スタッフが無料で、両立支援にかかる事業場、患者（労働者）等の支援を行っています。具体的な支援内容は、事業場担当者や患者（労働者）からの「専門相談対応」、事業場を訪問して両立支援の進め方のアドバイスを行う「個別訪問支援」、主治医・事業場・労働者の三者間の連絡調整を行う「個別調整支援」を行っております。 次に、事業場担当者に対する専門研修として、前述の両立支援、カスハラ対策、カウンセリングやマネジメント、メンタルヘルスのラインケア、セルフケアに関する研修等を継続的に実施しています。 また、当会議における取組や発信情報等については、当センターHPにも掲載し、紹介をしております。
16	鳥取県よろず支援拠点	別紙のとおり、厚生労働省から中小企業庁に、よろず支援拠点と働き方改革推進支援センターとの連携について依頼があり、今後、「働き方改革サポートオフィスとっとり」との連携に取り組んでいきます。 具体的には、両機関への相談についての連携支援、個別相談会・セミナー等の共同開催などを検討していきます。今後、働き方改革サポートオフィスとっとりの長谷川センター長と協議をしていきたいと思っています。